

- 死傷者多数を伴う事案発生時における被害者等支援活動要領の制定について（通達）
（令和5年3月24日佐本広発第55号）

（概要）

この通達は、死傷者多数を伴う事案が発生した場合に、初期段階から犯罪被害者、家族及び遺族に対する組織的な被害者支援活動を推進するための要領を定めたものである。

主な内容として、

- 対象事案
- 死傷者多数を伴う事案に係る被害者支援要員の指定
- 支援要員の集中運用
- 体制等
- 支援要員の任務

などの項目からなっている。